「ココデル」上巻 追補

この資料は、2023年4月の『手引き』改訂に伴う「ココデル」テキストの修正部分をお伝えするものです。

・試験に関係する部分のみを取り上げています。
→参考条文や通知のリスト等、細かい修正については取り上げていない部分もあります。

・「ココデル」ですでに修正対応している部分は取り上げていません。

・P92～P97、P126～P127、P294に修正箇所がありますので、この書面に差し替えてご確認ください。

(b) 店舗販売業

店舗販売業の許可は、要指導医薬品又は一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授与する業務について（法第25条第１号）、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下(b)において同じ。）が与えることとされている（法第26条第１項）。

都道府県知事は、許可を受けようとする店舗が必要な構造設備（構造設備規則第２条）を備えていないとき、適切に医薬品を販売し、又は授与するために必要な体制（体制省令第２条）が整っていないとき、又は申請者が薬事に関する法令等に違反し一定期間を経過していないときなどには、許可を与えないことができる（法第26条第４項）。

薬局と異なり、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできず、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品の販売等は認められていない（法第27条）。本規定に違反した者については、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条第10号）こととされている。

店舗販売業の許可を受けた事業者（以下「店舗販売業者」という。）は、要指導医薬品については、薬剤師に販売又は授与させなければならないこととされている（法第36条の５第１項）。また、一般用医薬品のうち、第一類医薬品については、薬剤師により販売又は授与させなければならないこととされており、第二類医薬品又は第三類医薬品については、薬剤師又は登録販売者に販売又は授与させなければならないこととされている（法第36条の９）。このため、要指導医薬品及び第一類医薬品は、その店舗において薬剤師がいない場合には、販売又は授与を行うことができない。本規定に違反した者については、都道府県知事は、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（法第75条第１項）。

店舗販売業においても、薬局と同様、医薬品が保健衛生上遺漏なく販売等されるよう、その業務を適正に運営するための仕組みが設けられている。まず、店舗販売業者は、「その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない」（法第28条第１項）こととされており、その店舗を実地に管理する者（以下「店舗管理者」という。）は、薬剤師又は登録販売者でなければならないこととされ（法第28条第2項）、店舗管理者は、**店舗に関する必要な業務を遂行し、必要な事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者**でなければならないこととされている（法第28条第3項）。

この店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事しているものでなければならない。（規則第140条第１項）

	店舗の種類	店舗管理者
一	要指導医薬品[xxvi]又は第一類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師
二	第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師又は登録販売者

xxvi 経過措置として、平成29年6月12日から当分の間は、要指導医薬品を販売等する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売等する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間と要指導医薬品を販売等する店舗の管理者であった期間の合計が３年以上の者を店舗管理者とすることができる。この場合には、店舗管理者を補佐する薬剤師を置かなければならない。

ココデル 37

店舗販売業とは？

店舗販売業は、店舗において医薬品を販売または授与する業態で、要指導医薬品または一般用医薬品を取り扱うことができます。

ココデル 38

店舗販売業の許可 ポイント

●許可を与える人

店舗販売業の許可は、**店舗ごと**にその所在地の**都道府県知事**（保健所がある市、特別区の区域では市長または区長）が与えます。

●許可を与えないことができる場合（都道府県知事等が判断）

・医薬品
・医薬品
・申請者

●店舗販
店舗販売
→薬剤師

●医薬品

医
要指導医
一般用医

※登録販売者が店舗管理者になるには、以下の条件が必要
薬局、店舗販売業または配置販売業において
① 一般従事者として実務に従事した期間
② 登録販売者として業務に従事した期間
①と②の合計が、過去5年間で通算して2年以上であること
または
①と②の合計が、過去5年間で通算して1年以上であり、
毎年度受講する必要がある研修（継続的研修）に加え、店舗の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了していること

ただし、通算1年以上従事していて、かつ、管理者等としての従事経験がある場合も管理者となれます。

ココデル 39

店舗管理者

店舗販売業の管理者になれる資格は、店舗の種類（取り扱う医薬品の種類）によって違います。

店舗の種類	店舗管理者
要指導医薬品または第一類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師
第二類医薬品または第三類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師または登録販売者※

※登録販売者が店舗管理者になるには、以下の条件が必要
薬局、店舗販売業または配置販売業において
① 一般従事者として実務に従事した期間
② 登録販売者として業務に従事した期間
①と②の合計が、過去5年間で通算して2年以上であること
ただし、過去5年間で通算して2年に満たない登録販売者であっても、通算2年以上従事していて、かつ、管理者等としての従事経験がある場合も管理者となれます。

2年以上：
月80時間以上従事した月が過去5年間で24カ月以上、または、従事期間2年以上かつ過去5年間で業務時間1,920時間以上

3年以上：
月80時間以上従事した月が過去5年間で36カ月以上、または、従事期間3年以上かつ過去5年間

なお、第一類医薬品を販売する店舗で薬剤師を管理者にできない場合は、以下の条件に当てはまる薬局や販売業において、過去5年間のう
にすること
・要指導
・薬剤師
・薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を取り扱う配置販売業

1年以上：
月160時間以上従事した月が過去5年間で12カ月以上、または、従事期間1年以上かつ過去5年間で業務時間1,920時間以上（＋研修）

この場合、**店舗管理者を補佐する薬剤師**を置く必要があります。また、店舗管理者は、都道府県知事の許可を受けた場合を除き、その店舗以外で実務をしている人は認められません。

この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、~~過去5年間のうち~~

① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間

② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間

が通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）あることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれることとされている。

第一類医薬品を販売し、授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として3年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が36月以上、又は、従事期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間において合計2,880時間以上）業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者にすること

が、過去5年間のうち通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）ある

又は、

① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間

② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が、過去5年間のうち通算して1年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）あり、第15条の11の3、第147条の11の3及び第149条の16に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了していることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれることとされている。

に、その措置の内容を記録し、適切に保存しなければならないこととされている（法第29条の3）。

(c) 配置販売業

ココデル 40

配置販売業の許可は、一般用医薬品を、配置により販売又は授与する業務について（法第25条第2号）、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与えることとされている（法第30条第1項）。

ココデル 41

都道府県知事は、許可を受けようとする区域において適切に医薬品の配置販売するために必要な基準（「体制省令第3条」）が整っていないとき、又は申請者が薬事に関する法令等に違反し一定期間を経過していないときなどには、許可を与えないことができる（法第30条第2項）。

また、配置販売業は、購入者の居宅等に医薬品をあらかじめ預けておき[xxvii]、購入者がこれを使用した後でなければ代金請求権を生じない（「先用後利」という）といった販売形態であるため、一般用医薬品のうち経年変化が起こりにくいこと等の基準（配置販売品目基準（平成21年厚生労働省告示第26号））に適合するもの以外の医薬品を販売等してはならないこととされている（法第

xxvii 通常、常備薬として用いられる製品をひと揃い収めた「配置箱」を預ける。これは法上、陳列に該当する。

店舗管理者の業務は、以下になります。

・管理者は、その店舗に勤務する従業者の監督など必要な注意をしなければならず、店舗販売業者に対して必要な意見を書面により述べなければならない

→店舗販売業者は管理者の意見を尊重しなければならない

店舗販売業者は措置を講ずる必要があるときは措置を講じ、その内容を記録して保存しなければならない

措置を講じない場合はその旨および理由を記録して保存しなければならない

ココデル 40

配置販売業とは？

配置販売業は、購入者の居宅等に配置箱に収めた医薬品をあらかじめ預けておき、購入者がこれを使用したあとでなければ代金請求権を生じない（「先用後利」という）といった販売形態で、特定の一般用医薬品を取り扱うことができます。

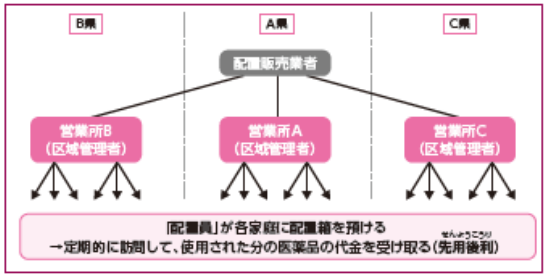

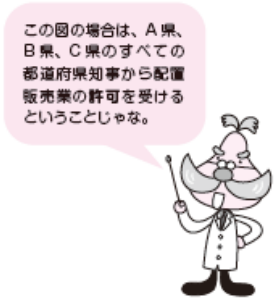

ココデル 41

配置販売業の許可 ポイント

●許可を与える人

配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与えます。

●許可を与えないことができる場合（都道府県知事が判断）

・許可を受けようとする区域で医薬品の配置販売を行う体制が整っていない（基準に合っていない）とき

・申請者が薬事に関する法令などに違反して一定期間を経過していないとき

●配置販売業で扱える医薬品の種類

「一般用医薬品」のうち、配置販売品目基準（「経年変化が起こりにくいこと」「剤形、用法・用量等からみて、その使用方法が簡易であること」「容器又は被包が、壊れやすく、又は破れやすいものでないこと」など、厚生労働大臣が定める基準）に適合する医薬品を販売することができます。

●医薬品の販売または授与

医薬品の種類		販売担当者
一般用医薬品	第一類医薬品	薬剤師
	第二類医薬品	薬剤師または登録販売者
	第三類医薬品	薬剤師または登録販売者

31条）。本規定に違反した者については、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条第11号）こととされている。

が、過去5年間のうち通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）ある

又は、

① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間

② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が、過去5年間のうち通算して1年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）あり、第15条の11の3、第147条の11の3及び第149条の16に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している

ことが必要である（法第31条の2第2項、規則第149条の2）。

ただし、これらの従事期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれることとされている。

でなければならないこととされている（法第31条の2第3項）。

この登録販売者についても、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、

① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間

② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間

が通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）あることが必要である（法第31条の2第2項、規則第149条の2）。

ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれることとされている。

区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その業務に関し配置員を監督するなど、その区域の業務につき、必要な注意をしなければならず、また、配置販売業者に対して必要な意見を書面により述べなければならないこととされている（法第31条の3）。これを受け、配置販売業者は、その区域管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならないこととされている（法第31条の4第2項）。

配置販売業者は、区域の管理に関する業務その他の配置販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、必要な措置を講じるとともに、その措置の内容を記録し、適切に保存しなければならないこととされている（法第31条の5）。

また、配置販売業がいわゆる行商という業態による販売であることから、これに対し薬事監視を行いやすくする必要性に基づき、「配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事しようとするときは、配置販売業者の氏名及び住所、配置販売に従事する者の氏名及び住所並びに区域及びその期間（規則第150条）を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に届け出なければならない」（法第32条）こととされている。本規定に違反した者については、「三十万円以下の罰金に処する」（法第88条第4号）こととされている。

ココデル 43

ココデル 42

区域管理者

配置販売業者は、配置販売を行う都道府県の区域を自分で管理するか、配置員のうちから管理する人（区域管理者）を決めて実地に管理させます。区域管理者に必要な資格は、その区域で取り扱う医薬

第一	
第二類医薬品または第三類医薬品を配置（販売）する区域	薬剤師または登録販売者*

1年以上：
月160時間以上従事した月が過去5年間で12カ月以上、または、従事期間1年以上かつ過去5年間で業務時間1,920時間以上（＋研修）

2年以上：
月80時間以上従事した月が過去5年間で24カ月以上、または、従事期間2年以上かつ過去5年間で業務時間1,920時間以上

※登録販売者が区域管理者になるには、以下の条件が必要

薬局、店舗販売業または配置販売業において

① 一般従事者として実務に従事した期間

② 登録販売者として業務に従事した期間

①と②の合計が、過去5年間で通算して2年以上であること

ただし、過去5年間で通算して2年に満たない登録販売者であっても、通算2年以上従事していて、かつ、管理者等としての従事経験がある場合も管理者となれます。

区域管理者の業務は、以下の通りです。

・管理者は、配置員の監督など必要な注意をしなければならず、配置販売業者に対して必要な意見を書面により述べなければならない

→配置販売業者は管理者の意見を尊重しなければならない

配置 なけれ

ば

措置

※登録販売者が区域管理者になるには、以下の条件が必要

薬局、店舗販売業または配置販売業において

① 一般従事者として実務に従事した期間

② 登録販売者として業務に従事した期間

①と②の合計が、過去5年間で通算して2年以上であること

または

①と②の合計が、過去5年間で通算して1年以上であり、

毎年度受講する必要がある研修（継続的研修）に加え、区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了していること

ただし、通算1年以上従事していて、かつ、管理者等としての従事経験がある場合も管理者となれます。

ココデル 43

配置販

配置販

●届け

配置販 あります。さら 以下の

届け出な

① 配

② 配

③ 配置販売に従事する区域、期間

●「身分証明書」の交付と携帯

配置販売業者または配置員は、住所地の都道府県知事が発行する身分証明書を携帯しなければ、配置販売をできないことになっています。

もし、B県担当の配置員さんがA県に住んでいたら、身分証明書は「住所地」のA県で発行してもらうんだね。

●「分割販売」の禁止

配置販売業では、医薬品を開封して分割販売することはできません。

【その他の遵守事項等】

ココデル 65

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売等に従事する薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその薬局、店舗又は区域に勤務する者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

なお、この名札については、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において、一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（以下「従事期間」という。）が通算して2年（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月、又は、従事期間が通算して2年以上、かつ、過去5年間において合計1,920時間）に満たない登録販売者である場合は、「登録販売者（研修中）」などの容易に判別できるような表記をすることが必要である。

また、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、この登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（前述の過去5年間のうち業務に従事した期間が2年に満たない場合を除く）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない（規則第15条、第147条の2、第149条の6）。

ただし、従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合はこれらの規定は適用されない。

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを販売し、又は授与するときは、次の方法により行わな

なお、この名札については、登録販売者であって、
① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が、過去5年間のうち通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）ある
又は、
① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が、過去5年間のうち通算して1年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上）あり、第15条の11の3、第147条の11の3及び第149条の16に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗又は区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している

登録販売者以外の登録販売者（以下「研修中の登録販売者」という。）は、「登録販売者（研修中）」などの容易に判別できるような表記をすることが必要である。

また、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、研修中の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（研修中の登録販売者を除く）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない（規則第15条、第147条の2、第149条の6）。

ただし、従事期間が通算して1年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合はこれらの規定は適用されない。

要がある。

i）エフェドリン
ii）コデイン~~（鎮咳去痰薬に限る。）~~
iii）ジヒドロコデイン~~（鎮咳去痰薬に限る。）~~
iv）ブロモバレリル尿素
v）プソイドエフェドリン
vi）メチルエフェドリン~~（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）~~

削除

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならないこととされている。（規則第15条の3、第147条の4、第149条の8）

薬局開設者又は店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならないこととされている。（規則第15条の4、第147条の5）

ココデル 65

医薬品販売におけるその他の遵守事項等

●資格者の判別

薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、勤務する従業員に「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」などの文字が入った名札を付けさせるなど、購入者がその資格を容易に判別できるようにしておかなければなりません。

名札については、過去5年間のうち、一般従事者として実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間が通算して2年に満たない登録販売者（「規則第15条第2項本文に規定する登録販売者」）は、「登録販売者（研修中）」などのわかりやすい表記にします。

名札については、管理者要件（店舗管理者または区域管理者になるための従事期間等の条件）を満たさない登録販売者は、「登録販売者（研修中）」などのわかりやすい表記にします。

ココデル 69 ココデル

→

●濫用等

一般用[illegible]が指定した「濫[illegible]います。

【濫用等のおそれのある医薬品】

・エフェドリン
・コデイン~~（鎮咳去痰薬に限る）~~
・ジヒドロコデイン~~（鎮咳去痰薬に限る）~~
・ブロモバレリル尿素
・プソイドエフェドリン
・メチルエフェドリン~~（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る）~~

削除

① 販売時の確認
（i）若年者への販売時は、購入者の氏名及び年齢を確認する
（ii）ほかの店舗などで、その医薬品や、ほかの濫用等のおそれのある医薬品を購入等していないか確認する
（iii）必要と思われる数量以上に購入しようとする場合は、その理由を確認する
（iv）使用目的が適正であるかを確認する

② 販売個数の制限
販売時には、①を確認したうえで、適正な使用のために必要と思われる数量に限り販売等することができます。

●医薬品の販売方法に関する事項

・使用期限を過ぎた医薬品は、正当な理由なく、販売、授与したり、販売等の目的での貯蔵、陳列、広告などをしてはいけない
・医薬品は、競売が禁止されている

●医薬品の広告方法

医薬品の広告をする場合は、以下の点に注意が必要です。
・その医薬品の使用者の意見などを広告として掲載する
・医薬品の購入履歴やホームページなどの利用履歴などから、自動的に特定の医薬品をすすめる
これらの方法は、医薬品の不適正な使用を促すことになるため、してはいけないとされています。

V 医薬品の適正使用のための啓発活動

ココデル 46

登録販売者においては、薬剤師とともに一般用医薬品の販売等に従事する医薬関係者（専門家）として、適切な**セルフメディケーション**の普及定着、医薬品の**適正使用**の推進のため、こうした活動に積極的に参加、協力することが期待される。

医薬品の持つ特質及びその使用・取扱い等について正しい知識を広く生活者に浸透させることにより、保健衛生の維持向上に貢献することを目的とし、毎年10月17日～23日の１週間を「**薬と健康の週間**」として、国、自治体、関係団体等による広報活動やイベント等が実施されている[xviii]。

また、「**６・２６国際麻薬乱用撲滅デー**」を広く普及し、薬物乱用防止を一層推進するため、毎年６月20日～７月19日までの１ヶ月間、国、自治体、関係団体等により、「**ダメ。ゼッタイ。**」普及運動が実施されている。薬物乱用や薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚醒剤、大麻等）によるものばかりでなく、一般用医薬品によっても生じ得る。特に、青少年では、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物（一般用医薬品を含む。）を興味本位で乱用することがある。要指導医薬品又は一般用医薬品の乱用をきっかけとして[xix]、違法な薬物の乱用につながることもあり、その場合、乱用者自身の健康を害するだけでなく、社会的な弊害（へいがい）を生じるおそれが大きい[xx]。医薬品の適正使用の重要性等に関して、**小中**学生のうちからの啓発が重要である。

xviii 法第68条の3において、「国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係機関及び関係団体の協力の下に、医薬品及び医療機器の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努める」と規定されている。

xix 一般用医薬品においても、エフェドリン、コデイン（[redacted]）、ジヒドロコデイン（[redacted]）、[redacted]、プロモバレリル尿素、プソイドエフェドリン及びメチルエフェドリン（[redacted]）の水和物及びその塩類を有効成分として含有する製剤は**濫用等のおそれのある医薬品**として指定されている。

xx 大量摂取や**アルコール**との同時摂取による急性中毒から転倒、昏睡、死亡などのほか、長期の乱用によって、**臓器**障害、情緒不安定、対人関係・社会生活上の[redacted]といった事例が報告されている。

削除
（2023年9月に修正追加）

過去問にチャレンジ！

問 13 （平成 29 年度出題　改変）

医薬品の適正使用のための啓発活動と薬物依存に関する記述について、誤っているものはどれか。

1 「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」を広く普及し、薬物乱用防止を一層推進するため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が毎年実施されている。

2 青少年では、薬物乱用の危険性に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物を興味本位で乱用することがある。

3 薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚醒剤、大麻等）により生じるが、一般用医薬品によっては生じない。

4 違法薬物の乱用を防止するためにも、医薬品の適正使用の重要性等に関して、小中学生のうちからの啓発が重要である。

（解答：3）

V 医薬品の適正使用のための啓発活動

～ここでのポイント～

① 医薬品の適正使用のための啓発活動にはどんなものがあるか？

② 適正使用の啓発活動における登録販売者としての役割は何か？

生活者が医薬品を適正に使用するために、さまざまな啓発活動が行われてあるんじゃ。

ココデル 46

さまざまな啓発活動 ポイント

登録販売者は薬剤師とともに、一般用医薬品を販売する専門家として、適切な**セルフメディケーションの普及定着**、医薬品の**適正使用の推進**のため、国や自治体などが行う啓発活動に積極的に参加、協力することが期待されています。

●薬と健康の週間

・**目的**：医薬品のもつ特質及びその使用・取扱い等について正しい知識を広く生活者に浸透させることにより、保健衛生の維持向上に貢献すること

・**期間**：毎年**10月17日～23日**の**１週間**

●「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

・**目的**：「**６・２６国際麻薬乱用撲滅（ぼくめつ）デー**」を広く普及させ、薬物乱用防止をいっそう推進するため

・**期間**：毎年**６月20日～７月19日**の**１カ月間**

●薬物の乱用等の防止

薬物乱用や薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚醒剤、大麻等）によるものばかりでなく、要指導医薬品や一般用医薬品によっても生じます。

とくに、好奇心が強い青少年は注意が必要で、医薬品の適正使用の重要性などに関しては、**小中学生**のうちからの啓発が重要とされています。

そのほか「（参考）関係条文等」「（参考）主な関係通知等」「（参考）主な情報入手先、受付窓口等」については、厚生労働省の通知をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537.html